

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

平成 29 年 5 月 1 日 大潟村長 殿		整理番号	押印を忘れず												
住所	〒010-0494	フリガナ	オホガタ ジロウ												
	秋田県南秋田郡大潟村字中央 1-1		氏名	大潟 二郎 印											
電話番号	0185-45-2111		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
			性別	男											
		生年月日	個人番号(マイナンバー)を必ず記入してください												

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号）を記載し、

ある寄附の欄（注）

**申告特例申請書を提出する場合
住所・氏名等の情報に加え、**

①個人番号(マイナンバー)の記入
②個人番号が確認できる書類の添付
③本人確認の書類の添付

（注2）申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	
平成 29 年 4 月 25 日	30,000円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年の申告書を提出する義務がない者又は同法第12条第1項第2号に該当する者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

「所得税の確定申告、住民税申告を提出しない者」という意味です

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、申告の特例の対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の対象となる寄附金の数及び申告の特例の対象となる寄附金の総額が5万円を超え、かつ50万円以下であると見込まれる者をいいます。

「ふるさと納税の寄付先が5自治体以下である」という意味です

（切り取らないでください。）

住所	秋田県南秋田郡大潟村字中央 1-1	受付日付印
氏名	大潟 二郎 殿	

受付団体名	大潟村
-------	-----